

新たな肥料制度の施行に向けた
関係者会議（第 1 回）

議事録

農林水産省

消費・安全局農産安全管理課

新たな肥料制度の施行に向けた関係者会議（第１回）

日時：令和２年２月１８日（火） ９：５９～１２：１６

会場：日比谷国際ビル コンファレンススクエア ８Ｄ会議室

議事次第

１．開 会

２．議 事

- （１）「新たな肥料制度の施行に向けた関係者会議」の進め方について
- （２）肥料制度見直しの内容
- （３）新たな肥料の配合ルール等について
- （４）表示ルールの見直しについて
- （５）意見交換
- （６）その他

３．閉 会

出席委員（敬称略、五十音順）

浅野 智孝	朝日工業株式会社農業資材本部開発部長
金田 吉弘	秋田県立大学生物資源科学部長
河野 勉	北海道農政部生産振興局技術普及課農業環境担当課長
小林 新	全国農業協同組合耕種資材部技術対策課長
大道 不二子	（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会東日本支部食部会代表
豊田 富士雄	豊田肥料株式会社代表取締役社長
新部 千秋	太陽肥料株式会社理事工場長
佛田 利弘	株式会社ぶった農産代表取締役社長
松永 和紀	科学ジャーナリスト

農林水産省出席者

安岡 澄人	消費・安全局農産安全管理課	課長
春日 健二	〃	食品安全情報分析官
内舘 友理	〃	課長補佐
野島 夕紀	〃	課長補佐
瀧山 幸千夫	〃	課長補佐
中村 功	〃	生産安全専門官
吉田 剛	生産局技術普及課	生産資材対策室長
三村 真梨子	〃 農業環境対策課	係長
川島 有子	〃 畜産部畜産振興課	課長補佐
荻窪 恭明	（独）農林水産消費安全技術センター	肥飼料安全検査部長

午前9時59分 開会

○野島課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから新たな肥料制度の施行に向けた関係者会議第1回を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。本日の司会を務めます農林水産省消費・安全局農産安全管理課の野島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日の関係者会議は公開で開催するということで、傍聴の方々にもお越しいただいております。

本日は初めての関係者会議となりますので、まずは委員の先生の御紹介をさせていただきたいと思います。ここから座らせて御説明させていただきたいと思います。

お手元に資料2、新たな肥料制度の施行に向けた関係者会議委員名簿をお配りさせていただいておりますので、そちらを御覧ください。それでは、御紹介させていただきます。

朝日工業農業資材本部開発部部長の浅野委員でございます。

○浅野委員 よろしく申し上げます。

○野島課長補佐 秋田県立大学生物資源科学部部長の金田委員でございます。

○金田委員 よろしく申し上げます。

○野島課長補佐 北海道農政部生産振興局技術普及課農業環境担当課長の河野委員でございます。

○河野委員 北海道庁の河野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○野島課長補佐 全国農業協同組合連合会耕種資材部技術対策課課長の小林委員でございます。

○小林委員 全農の小林です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○野島課長補佐 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会東日本支部食部会代表の大道委員でございます。

○大道委員 大道です。よろしくお願い申し上げます。

○野島課長補佐 豊田肥料株式会社代表取締役社長の豊田委員でございます。

○豊田委員 豊田でございます。よろしくお願い申し上げます。全肥商連という団体の副会長を務めさせていただいております。

○野島課長補佐 太陽肥料株式会社理事工場長の新部委員でございます。

○新部委員 新部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○野島課長補佐 株式会社ぶった農産代表取締役社長の佛田委員でございます。

○佛田委員 ぶった農産の佛田です。よろしくお願いいたします。

○野島課長補佐 科学ジャーナリストの松永委員でございます。

○松永委員 松永でございます。よろしくお願いいたします。

○野島課長補佐 それでは、初めに当課課長の安岡から御挨拶を申し上げます。

○安岡農産安全管理課長 農産安全管理課長の安岡でございます。本日は本日に大変お忙しい中、また、新型肺炎などいろいろと世の中で様々なことがある中、御参集いただき、大変ありがとうございます。

肥料制度の見直しは、思い起こせば一昨年の11月になります。肥料取締制度の意見交換会をやらせていただいて、ここにいらっしゃる皆さんからも様々な意見を頂いて、ほかにも肥料の様々な業界の方から意見交換をさせていただいて、おかげさまをもちまして制度検討が進んで、御存知のとおり昨年の臨時国会で肥料取締法の改正ができました。結果としては全会一致で、この制度改正は非常に重要だと認識していただいて法改正も行うことができました。

およそ15年ぶりの制度改正、肥料法の改正ということで、改めて国会でも肥料の重要性だとか、土づくりだとか、様々なことを議論いただいたということは、非常に意義のあることだったのではないかと考えております。今回の法律改正は御存じのとおりで、今までできなかった堆肥と化学肥料が配合できるようになるだとか、原料の偽装などがいろいろあった中で、原料管理制度を導入してしっかり安心して農家の皆さんに肥料を使ってもらえるようにする、そういった改正でございます。実際、これから法律改正を受けて制度をスタートしていくというところです。

そんな中で今日の関係者会議は、法改正は法律だけではなくて、その運用を定めていかなければいけないということで、これから政省令を定めていく中で、どのように運用していくのかということを御議論いただく、さらには制度改正の議論の中では法律改正以外にも様々な制度改正の御意見を頂いております。そういった運用に関しても御説明して、どのように制度を改正していくか、そういったことを御議論していただければというふうに思っております。

さらには今回の法改正は法律改正だけではなくて、それに基づいて新たな肥料が肥料の業界の皆さんによって活用され、さらには現場で使っていかなければいけない、さらには原料管理制度を導入したりしますけれども、肥料業者の皆さんのコンプライアンスも高まっていかなければいけないということで、今回の意見交換の最後には、そういったことに関しても広く皆さんと意見交換をできればというふうに考えております。

こういった関係者会議という場ですので、是非この機会に皆様から御忌憚らない御意見を頂くことをお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○野島課長補佐 それでは、議事に入ります前に本日の配付資料について御確認いただきたいと思います。配付資料一覧というのをお手元にお配りさせていただいております。資料1から6までと参考資料1から3までをお配りさせていただいております。お手元の資料で過不足等がございましたら、事務局の方までお申し付けください。それに加えて、本日、佛田委員の方から当関係者会議に向けまして意見の要旨という資料を御提出いただいております。1枚紙が最後に配られておりますが、お手元にございますでしょうか。

それでは、これより議事に入りたいと思いますが、報道関係者によるカメラ撮影は冒頭のみとしておりますので、撮影される方がございましたら、ここまですべてお願いしたいと思います。

それでは、初めに議事1としまして関係者会議の進め方について当方より御説明させていただきたいと思います。資料3というのがございます。お手元に出していただいて、簡単に本日の運営について御説明をさせていただきたいと思います。4の運営の(1)から(3)を御説明させていただきます。

本関係者会議は、原則、公開といたします。ただし、関係者会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会合を非公開とさせていただきたいと思います。また、関係者会議の配付資料は、農林水産省のホームページにより原則、公表とさせていただきたいと思います。また、関係者会議の議事録につきましては、関係者会議終了後、委員の皆様の了承を得た上で農林水産省のホームページに公表させていただきたいと考えております。なお、本日の会合は座長を設けずに開催させていただきたいと思いますので、御了承いただきたい

と思います。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。議事２、肥料制度の見直しの概要について事務局より説明いたします。

○春日食品安全情報分析官 農産安全管理課で食品安全情報分析官をしております春日と申します。座って御説明させていただきます。肥料制度見直しの概要について簡単に御説明いたします。

現行の肥料取締法でございますけれども、昭和25年に制定された法律でございます。右側に書いてありますように、公定規格を定め、さらに公定規格に適合した肥料の流通をする前に登録制度がございます。登録された肥料が流通するわけですが、その流通に当たっては保証票を添付するということになっております。その理由といたしましては、左側に書かれておりますけれども、肥料は見た目で判別することが困難であり、品質をごまかすのが容易であるということと、農家が使いたい肥料を正確に判別するためには、正確な表示が必要不可欠ということで、このような仕組みになっております。

それで、今回、法律改正をしたわけですが、ポイントはここに書いてありますように、①、②、③の大きく３点ございます。左側が課題、右側が見直しの内容ということになっております。

１点目でございますけれども、１点目は有機・副産物肥料を農家が安心して利用できるよう、肥料業者に原料管理制度を導入するというものでございます。肥料はいわゆる産業系の廃棄物を多く利用しているわけでございますけれども、中には有害なものや効果のないものもございます。また、登録に当たっては個別に審査する過程から、どのような原料が使用可能かというのが申請者以外には分からないというようなこと、さらには毎年、法令違反が出ているというようなことで、それを解決する手段としまして、まず、産業副産物の範囲を明確化すること、それから、製造工程管理を事業者徹底していただく、それから、原料の虚偽表示を防止するというのが①番目の見直しの内容です。

２点目といたしまして、農家のニーズに応じた新たな肥料の開発や利用が進むように、肥料の配合の柔軟化や規制の見直しを行うものでございます。１点目は、これまで特殊肥料の堆肥と普通肥料の化学肥料を配合することが原則認められていなかったということで、今後は堆肥と化学肥料の配合を可能とする

ものでございます。それから、配合肥料の生産手続の簡素化を行うということで、既に農家からのオーダーメイド配合については届出不要にしておりますけれども、登録ではなくて届出で生産できる範囲を拡大するというところでございます。

それから、使用できる原料や濃度に規格上の制約があるということで、これは公定規格が定められているということですが、まだまだ、利用できない産業副産物が多く存在するというところ、それから、微量要素等の組合せや濃度に規格上の制約があるというような課題がございますので、そういったものをできるだけなくして、幅広く利用できるような公定規格の見直しを今後、行っていくこととしております。

それから、3点目です。肥料の表示等について現場のニーズの変化に合わせて効率化していきたいということです。まず、肥料の袋には、包装の表示を変更するために印刷を変えなければいけないというような課題もございますし、近年、輸入される餌に由来するクロピラリドというような除草剤の成分、こういったものが堆肥の中に含まれているようなケースも見られる、それから、緩効性肥料の効果の情報、こういったものも表示するような必要性が出てきているということで、保証票の表示については必要最小限にとどめて、ウェブ表示などを活用しながら必要に応じて詳細な情報にアクセスできる仕組みを導入するというところ、それから、クロピラリド等の新たな有害物質、それから、緩効性肥料等に関する表示のルールを今後、検討するというところでございます。

それから、成分保証のルールが厳し過ぎて過剰スペックになっているというような指摘もございます。それから、原料肥料の保証票の合計としている保証値ですけれども、上振れしやすいというような課題もございます。そういったことに対応しまして、検査方法の見直しあるいは判定ルールの見直しを行うとともに、従来、設計で認めていた配合肥料の保証を分析値による保証に変えるというようなことも行うという予定にしております。

以下は参考でございまして、肥料は様々なものがございます。固体のもの、粒状のもの、液状のもの、こういったものが様々なあるということで、なかなか、見た目で判断できないものが多いということでございます。それから、副産物系の資材もたくさんございますが、一方で有害な物質が入っているおそれもあ

るので、こういったものをうまく管理しながら、できるだけ多様な資材を資源として活用していくということも重要だということでございます。

これは法律改正の概要でございまして、先ほど申した中身となっております。一番右下に法律の名称も今回、変わるということで、肥料取締法から肥料の品質の確保等に関する法律に変わることになっております。

そのほか、法律以下のレベル、主に告示ですが、こういったところで規定されている公定規格などを今後、見直しをしてより使いやすいような仕組みにしていく予定になっております。

最後に今後のスケジュールでございます。今回、第1回目の関係者会議が開かれておりまして、1年を超えない範囲で定める日に施行することになる部分について今回、御意見を伺いたいというふうに考えております。上の方からいきますと、配合規制の見直しの部分と併せて法律名も変わりますけれども、それが今年8月頃に公布して、12月頃に施行という予定になっております。それから、1番下の表示の見直しのところ、包材表示の簡素化、こういったものについても8月頃に公布し、12月頃に施行ということになっています。

それから、真ん中の方でございます2回目の会議で御議論いただきたいという中身についてですが、1点目は原料管理制度の導入、それから、表示基準の設定、それと公定規格の見直し、この部分については2回目の関係者会議、4月ごろとこの表には書かれておりますけれども、そのぐらいの時期にもう一度、開催したいというふうに思っています。それで、内容についての公布は今年12月頃を目指しておりまして、来年12月頃に施行というようなことで考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○野島課長補佐　ただいま、昨年12月4日に公布されました肥料取締法の一部の改正する法律の改正内容の概要につきまして御説明させていただいたところです。ただいまの説明につきまして、御質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。河野委員、お願いします。

○河野委員　2ページ目のところの産業副産物の範囲の明確化、一番上のところですが、ちょっとぴんときないところがあって、具体的にどのような明確化の仕方をするのか、教えていただきたいのですが。

○春日食品安全情報分析官 現在の公定規格にもあるのですけれども、副産何とか肥料という公定規格が幾つかございますけれども、その副産に使う原料について、現在は特に規定があまりなくて、それは個別に審査して決めているということです。そういったものの副産というのはどういうものかというのが分かるような形で、今後、原料を明示していきたいということで、具体的には公定規格の中に明示するようなことを考えております。明示されたものについては、特段、審査もなく利用できるということになると考えています。

○河野委員 現状、どんなイメージ、具体的なものとしては。

○春日食品安全情報分析官 具体的には2回目の会議、4月の会議のときにまた詳細をお示しして、御議論いただきたいというふうに考えております。

○野島課長補佐 簡単に補足させていただきますと、現在の公定規格というのは製品の規格です。その規格の中に原料規格というものが設けられます。これは全ての肥料に設けるわけではなくて、副産系の肥料の中に原料規格というのを設けることとしています。今、そちらに出ていますような食品工業から出るアミノ酸液であったり、ゼラチン液であったりという名称とともに、そういった副産物の製造工程をある程度記載します。どの程度まで書くかということについては、また御議論をお願いしたいと思いますが、使えるものを明確化し、公表していくという形にしたいと思っています。

ほかに御意見はございますでしょうか。

それでは、次に議事3、新たな肥料の配合ルール等につきまして、事務局より説明させていただきます。お手元の資料5を開いていただければというふうに思います。

○中村生産安全専門官 農産安全管理課の中村と申します。私の方から資料5ということで、新たな肥料の配合ルール等について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

初めに、今回の法改正によって変更となった事項について説明させていただきます。早速ですが、2ページを御覧ください。現在、肥料には、上の方ですけれども、普通肥料と特殊肥料という2種類がございます。このうち普通肥料の方を見ていただきますと、登録が必要な肥料というものと登録肥料のみを原料として配合した届出のみで生産ができる指定配合肥料というもの

があります。この指定配合肥料ですけれども、単純な配合ですとか、水造粒といったものが可能でありまして、その他の造粒などというのは認められていないという状況でございます。

また、特殊肥料については米ぬかとか堆肥といったような農家の経験等を踏まえて使用されているものでありまして、こちらも届出で生産できる肥料というふうになっておりますけれども、現状、普通肥料と特殊肥料、それから、特殊肥料同士の配合というのはできないという状況になっております。

下の方にいきますけれども、今後は青字の部分が新たに加わるということで、届出で生産できる普通肥料が拡大されます。具体的には、指定混合肥料というふうな形で名前を変えまして、その中に先ほど説明した指定配合肥料のほかに、普通肥料同士を配合して造粒等の加工をした指定化成肥料、それから、普通肥料と特殊肥料を配合した特殊肥料入り指定混合肥料、肥料と土壌改良資材を配合した土壌改良資材入り指定混合肥料ということで、そういったようなものが届出で生産できるようになります。

また、特殊肥料のところですが、特殊肥料同士を配合した混合特殊肥料というふうな形で、新たに特殊肥料として届出生産できるようにする方向としております。

3 ページを御覧ください。今回の肥料の説明に当たりまして、1 つ軸となります指定配合肥料について説明させていただきます。こちらは登録肥料のみを配合したものになりますけれども、液状の普通肥料であったり、アルカリ性肥料と例えば酸性・中性肥料みたいな化学反応を起こすような原料であったり、組合せに関しましては認められていないという状況になっております。ここでいう品質低下というものに関しては、肥料成分が減少したりというようなことで、単純に薄まるというようなことは含んでおりません。

また、指定配合肥料を生産した場合には、左下にあるような保証票というようなものをつける必要がございます。すみません、こちらはスクリーンのみでの表示になりますけれども、実際、このような形で肥料の包装に右の方を見ていただきますと見えないかもしれませんが、保証成分量というようなことで、例えば窒素全量が7とか、そういったようなのが実際に肥料の袋に書かれております。原料に関しては、左の上の方を見ていただきますと、植物、油かす類と

かということで、こういった原料の種類も今は書かれているというようなことで、こういったものが保証票というふうになります。

また、3ページに戻りまして、先ほど言った保証成分量の数値ですけれども、こちらは原料肥料が保証している主成分に関しまして、最終製品の分析ではなくて原料肥料の保証成分量に配合割合というのを掛けて合算した、いわゆる計算で出した値の80%から100%を超えない範囲で決めるというふうになっております。ただし、右下にある例えば窒素1%とか、そちらの数字を超えない場合には保証することはできないというふうなルールになっております。

続きまして、4ページを御覧ください。こちらは普通肥料と特殊肥料を配合した特殊肥料入り指定混合肥料であったり、肥料と土壌改良資材を配合した土壌改良資材入り指定混合肥料の保証票の記載事項ですけれども、右下にありますように、青字の部分が新たに記載することになる事項となっております。具体的には上から2個目にありますけれども、保証成分量ではなくて主成分の含有量というものを表示していただくということ、それから、下2つでございますが、配合した普通肥料であったり、特殊肥料の種類と配合割合を書いてもらう、そして、土壌改良資材の種類やその割合を保証票に書いていただくというようなことになっております。

ここまでの法改正などによって変更される事項でしたが、ここからは指定混合肥料において整理が必要な事項に関しまして、まず、品質低下が起こらない配合の範囲、加工方法ということで、四つの内容について整理しましたので説明いたします。

6ページを御覧ください。品質低下が起こらない原料や配合の組合せということで、こちらは普通肥料というようなものに関しては、成分量というのが品質の要となっています。このため、先ほども言いましたが、指定配合肥料では液状の普通肥料、アルカリ性と酸性・中性肥料の配合というのは認められていないというところになっています。今回、新たに届出で生産が可能となる指定化成肥料であったり、特殊肥料入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料についても同様の考え方がある一方で、今回、造粒など加工を通じ、品質を確保できる場合というのもあります。

そういった中で、今後の方向性ということで下の方に入りますけれども、3

つを考えてございます。1つ目としまして、まず、汚泥肥料のところについてですけれども、汚泥肥料は原料の由来が多種多様であるということであったり、これまで重金属違反というのが散見されているというようなことがございますので、汚泥肥料の配合に関しては当面、不可にしてはどうかというふうに考えております。汚泥肥料の品質管理を促すこととしまして、今後、基準違反が見られなくなるなど、品質管理が向上すれば配合を可能とするということも改めて検討したいなというふうに考えております。

2つ目としまして、含水率が50%を超えるような堆肥であったり、動物の排泄物、それから、人ふん尿みたいなものに関しましてですが、こちらも原料が多様であって、品質が一様でないとか、堆肥に関しましては十分な腐熟を経っていない可能性が高いというようなことで、例えば液状なのか、泥状なのか、固形なのかなど、性状も様々になるということが想定されます。そうしますと、例えば普通肥料と配合した場合には、どういう化学的変化を起こすかという予測が極めて困難であるということが予想されますので、普通肥料を原料とする場合につきましては、これらのものについては配合を不可にしてはどうかというふうに考えてございます。堆肥は何でも配合していいのかというような御意見も実際に頂いているところございます。

それから、3つ目でございます。こちらは普通肥料を原料とする場合ですけれども、アルカリ性肥料と酸性・中性肥料の組合せとか、液状肥料というのに関しては、配合上、制限を設けるというふうなことにはしつつも、先ほど春日の方からも話をさせていただきましたが、分析による保証というのを1つ認めようということで考えておりまして、こういったアルカリ性肥料との配合などにおいても、製造後、例えば4週間後以上に実際に分析して品質が低下しないというようなことを確認できれば、配合できるようにしてはどうかというふうなことで考えています。

今の話を一覧にしたものが7ページと8ページになりまして、7ページは成分保証を行う指定配合肥料、指定化成肥料の使用可否ということになります。先ほど説明した内容がこちらに反映しているような形になりますので、説明は割愛させていただきます。また、材料については後ほど説明させていただきます。

8ページは成分表示を行います特殊肥料と普通肥料を配合した特殊肥料入り

指定混合肥料、土壌改良資材と肥料を配合した土壌改良資材入り指定混合肥料、混合特殊肥料への使用可否ということで書いておりますので、こちらも表の方を御覧いただければというふうに考えております。

続きまして、9ページを御覧ください。こちらは肥料に使用できる土壌改良資材についてまとめております。今後の方向性として、現在、地力増進法の政令指定の12資材というもののの中から考えておりまして、その中で例えばバーク堆肥といったような特殊肥料とか、普通肥料に該当する資材を除きまして、また、他法令との適用関係も踏まえまして、下に書いてある泥炭からVA菌根菌資材の9個の資材を指定土壌改良資材というふうなことからどうかというふうに考えております。

続きまして、10ページに移ります。次は材料についてです。材料は肥料の効果高めるために原料とは別に必要最小量を添加するということが認められております。先ほど説明しました指定配合肥料におきまして、一部の固結防止材というのが使用できるということになっています。今回、新たに届出で生産できる肥料に使用できる材料というものにつきましては、これまでの化成肥料の使用実績などを踏まえまして、下の表にあるような粒状化促進材であったり、固結防止材などの使用を認めるということで考えております。また、特殊肥料同士を配合した混合特殊肥料、一番右の列になりますけれども、粒にするための粒状化促進材などの一定の目的のために、使用を認めるということとしてはどうかということを考えています。

実際に具体的な材料の詳細に関しては、資料5の一番後ろに別紙というのがございますので、そちらを御覧いただければと思います。

続きまして、11ページを御覧ください。こちらは造粒など届出肥料で新たに認められる加工方法というものについて整理いたしました。こちらは化成肥料の加工工程を踏まえまして、この加工方法を水を用いたものを除いた造粒・成形としまして、併せて配合するために粉碎したり、混練したり、乾燥・冷却、ふるい分け、そして、その残りを配合機に戻す、そういったような工程も併せて可能とするというふうなことからどうかと考えております。

12ページを御覧ください。ここからは実際の保証票の様式ですとか、主成分の範囲、主成分の保証方法、あるいはその表示方法について説明させていただ

きます。

13ページを御覧ください。保証票の様式ということで、今後の方向性のところを御覧いただければと思いますけれども、まず、現行の指定配合肥料につきましては、引き続き現行の様式を使えるようにしようということを考えております。このようにすることによりまして、既存の指定配合肥料につきましては新たに保証票を印刷し直すとか、そういった対応が不要になるというメリットがあります。

それから、新たな肥料であります指定化成肥料、特殊肥料入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料につきましては、下の図の右3つ部分ですけれども、上部にその旨を書いた様式をそれぞれ作成すると。そのうち、右2つにつきましては配合した普通肥料と特殊肥料、それから、土壌改良資材の種類及び割合というのを何割というような形で記載すると。そして、主要な成分の含有量というのを併せて記載するということとしてはどうかと考えております。

続きまして、14ページを御覧ください。こちらは成分保証をする指定配合肥料、それから、登録肥料のみを造粒等する指定化成肥料の主成分の保証方法についてです。冒頭でも説明しましたが、指定配合肥料に関しては原料の保証成分量を基に計算上で算出した、いわゆる設計値というものの80%から100%の範囲で保証するということになっております。

ただ、実際、原料段階で成分切れを起こさないように余剰成分を入れるというようなことがあります。実際の最終製品というのが設計値より高いというケースもあり得ますということ踏まえまして、今後の方向性ということで、まず、指定配合肥料につきましては従来の設計値による保証、これは引き続き認めることとしつつ、最終製品の分析値による保証であったり、実際、原料肥料を配合する者自らが原料を分析して、その結果を用いて設計による保証をするということを可能としてはどうかというようなことで考えているところです。あわせて、この分析による保証というのを行う場合には、最終製品などをロットごとに分析していただきまして、その結果を帳簿に記載するというのを条件とすべきというふうに考えているところでございます。

続いて、指定化成肥料につきましては、同じように分析による保証を行う場合は、最終製品の分析値による保証としまして、最終製品をロットごとに分析、

その結果を帳簿に記載することを考えております。

続きまして、15ページを御覧ください。こちらは特殊肥料入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料ということで、主成分の含有量を表示する肥料についてですが、こちらは最終製品の分析による表示とし、分析の頻度としましては例えば原料の変化などによって最終製品の含有量が大きく変化する、そのような可能性がある場合に行っていただいて、後ほど説明いたしますが、その許容差というものを考慮いただきつつ、必要に応じてこの表示というのを見直すことで、整理したいというふうに考えてございます。

続きまして、16ページを御覧ください。混合特殊肥料の表示事項というところについてです。こちらは現在、特殊肥料であります堆肥、それから、動物の排せつ物に関しましては、見た目で識別ができないというようなことを理由に、肥料の種類、名称、原料、主成分含有量など品質表示を義務づけているところでございます。今後の方向性ということですが、特殊肥料同士を配合した混合特殊肥料も、実際に何が配合されているかというのが見た目では識別ができないと考えられることから、堆肥と動物排せつ物と同様に品質表示を義務づける、そして、主要な成分の含有量については堆肥又は動物の排せつ物を原料としたものに限って表示してはどうかというふうに考えてございます。詳細は下の図を御覧いただければと思いますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、17ページを御覧ください。特殊肥料、特殊肥料入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料について、どの主成分の種類を表示すればいいのかというような話についてでございます。こちらは例を御覧いただいた方が分かりやすいので、例1を御覧いただければというふうに思います。

例えばアンモニア性窒素を保証している硫酸と、水溶性加里を保証している塩化加里に土壌改良資材であるゼオライトを配合するというケースを考えます。この場合、最終的な配合した肥料において、義務で表示が必要となるものに関しては、原料肥料が保証しているアンモニア性窒素と水溶性加里、こちらについては表示する必要があると。

それから、その他ということで、先ほどの原料である塩化加里というのが公定規格上、水溶性ホウ素が含まれていれば保証するということが規格上できますので、もし原料肥料が水溶性ホウ素を保証していないとしても、最終製品に

一定量以上含まれているということが確認できるのであれば、水溶性ホウ素と
いのを表示することもできるというふうにしたいと考えているというところ
でございます。

続きまして、18ページを御覧ください。主成分の含有量を表示する特殊肥料
であったり、特殊肥料入り指定混合肥料、それから、土壌改良資材入り指定混
合肥料の許容差についての話になります。現状、特殊肥料のうち、先ほども申
しましたが、堆肥と動物の排せつ物については主要な成分の含有量を表示する
ことになっていますが、その表示を変更しなくてよい範囲として、左下の許容
差というものを設定しているところでございます。今回、特殊肥料だけではなく、
先ほど申した新たに届出で生産できる指定混合肥料につきましても整理す
る必要がありまして、その内容が今後の方向性というところになります。こち
らについては主成分の季節変動とか、あるいは適正施肥に影響のない範囲とし
て、右下にある許容差を設定してはどうかというふうに考えております。

例えば主成分のところで見えていただきますと、含有量が5%未満の場合は表
示値の±20%、5%から10%未満の場合は絶対の±1%、含有量が10%以上の
場合は表示値の±10%といったような形で、ここに記載している内容で許容差
を設定してはどうかというふうに考えております。また、左下に記載してあり
ますが、成分保証する肥料について、こちらは今、分析誤差を許容差というふ
うにしておりますけれども、こちらを併せて今後、見直す予定としております。

19ページ以降、こちらは参考になりますけれども、まず、19ページは冒頭の
方で説明しました液状肥料、アルカリ肥料の配合のときに品質低下がない確認
方法ということの詳細を記載しています。

また、20ページ以降につきましては、特殊肥料入り指定混合肥料であったり、
土壌改良資材入り指定混合肥料について、どういうときに新たに届出をしてい
ただくかというようなことを書いております。これまで、成分保証する肥料に
つきましては、保証成分量という数字が1つの肥料のアイデンティティとなる
ので、それが変われば届出をしてくださいというふうな形でしております。特
殊肥料入り指定混合肥料など、成分の含有量を表示するものであって成分保証
しないもの場合は、原料の種類というのが当該肥料のアイデンティティにな
るだろうというふうに考えております。なので、原料の種類が変わったりした

ときに、新たに届出をしていただくかどうかというのを判断するような形で考えているところでございます。詳細は21ページ、22ページにその考え方を記載しておりますが、こちらを御覧いただければというふうに考えております。

駆け足になってしまいましたけれども、以上で資料5の説明を終わりにいたします。

○野島課長補佐　ただいま、配合のルールの見直しの内容につきまして御説明させていただきました。新たに指定混合肥料制度というのが創設されます。法律では、配合や加工に伴って品質低下が起こらないことということが条件になっておりますので、今の説明の前段では品質低下が起こらない条件などを御提示させていただいております。後段では新たにできる指定混合肥料制度という、この制度の表示をどのようにするかということを提示させていただいているというものでございます。

今、御説明させていただきました内容につきまして、御質問若しくは御意見がございましたらよろしくお願いします。

○浅野委員　今回の改正で、かなりフレキシブルに原料配合できるような形になるということで、非常に歓迎しております。その中で堆肥等の混合等で、成分等も表示でき、これも利用者にとっても非常にメリットのある内容になっていると思われま

す。その中で特に石灰分についての表示では、特殊肥料の場合、石灰全量という形で表示できていましたが、これを指定混合肥料で表示する場合、表示できる最小値が既定の指定配合肥料の成分表示のとおりという話になっていますが、これでいくと説明資料3ページにあるとおり、アルカリ分としての表示しかなく、また、10%がミニマムということになるのでしょうか。

○野島課長補佐　特殊肥料入り指定混合肥料につきましては、特殊肥料に記載されているカルシウム分というのは、石灰肥料という形でそのまま表示ができるということになります。現在、公定規格の見直しを検討しているところでございます。公定規格の中で現在、表示ができない中性のカルシウムについては、保証若しくは表示できるよう、今、検討中でございます。その際に、下限の見直しなども、公定規格見直し後になりますが、検討していきたいというふうになります。

○浅野委員 特にカルシウム分というのは、園芸農家では非常に重要で、実情としては、酸性矯正のためのアルカリ分ではなく、肥料成分として使用していますので、この辺は是非お願いしたい。また、資材としての施用量が多くなった場合、土壌分析上、塩基バランスの重要な要素になるので、この辺の影響は大きいと思われます。是非、この辺は石灰分として表示出来るようにしていただければと思います。よろしくお願いします。

○野島課長補佐 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。

○浅野委員 細かいところですけども、11ページのところで品質低下が起こらない加工方法で、造粒の内容が規定されていますが、この中で指定化成肥料としか書いてありませんが、これは指定混合肥料も全部入るということでしょうか。また、混合特殊肥料についても、造粒・成形可能ということでしょうか。

○中村生産安全専門官 そのとおりです。

○浅野委員 分かりました。ありがとうございます。

○野島課長補佐 ほかにございますでしょうか。小林委員、よろしくお願いします。

○小林委員 指定化成肥料の関係なんですが、通常化成肥料の場合は、原料を単純に混合して造粒するだけじゃなくて、装置内で循環してつくり込んでいくという工程が入ってくるわけです。そのとき、原料順を規定されたときの規制の運用いかんによっては、原料順が変わったときに作りづらくなり、つまり、制度自体が使いづらくなるということも想定されるわけですけども、現時点での運用の考え方を確認させてもらいたいと思っています。

○中村生産安全専門官 まず、11ページのところで加工方法を書いておりますけれども、ふるい分けした後のものについては、同じ銘柄というか、製造工程の中に戻すということに関しては、まず、一律に可能にしようというふうに考えているところでございます。それから、原料順の運用につきましては、例えば登録肥料のみが入っているものなのかとか、あるいは保証成分量がどれぐらいあるのかとか、そういった状況を踏まえまして、最終的にどういうふうにかういったものが使えるようになるのかとかを今後整理していきたいなというふ

うに考えているところでございます。

○野島課長補佐 よろしいですか。

○小林委員 分かりました。今後、検討されるということで確認しました。

○野島課長補佐 基本的には原料の割合が変わらなければ、要するに化成肥料の場合は流れてずっと使われているわけで、原料の割合が変わらなければ、そのまま原料の割合を記載していただくと。ただ、作っている段階で原料を新たに足したり、あるいは入れる瓶の口を開けたり、閉めたりみたいなことがあったりするのかもしれませんが、その辺をどのように考えていくかというのは、多少、今後、検討が要るかなということだと思いますが、ほかにございますでしょうか。では、豊田委員、お願いします。

○豊田委員 6 ページのところなんですけれども、含水率が50%を超える堆肥及び動物の排せつ物、人ふん尿については、普通肥料を原料とする場合は配合不可と、こう書いてあるんですけれども、50%以下であれば、例えば45%とか、そういうものであればオーケーということでしょうか。

○中村生産安全専門官 おっしゃるとおりです。

○野島課長補佐 よろしいですか。豊田委員、御懸念されることとかはあるでしょうか。

○豊田委員 懸念しておりますのは、全般に今後の法改正の中で堆肥がいろいろ特殊肥料のところから飛び出して、普通肥料とか、いろんなところと混ざって、こういうことになっているんですけれども、特殊肥料としての堆肥、ここには並列で動物の排せつ物も書いてあるんですけれども、その部分の公定規格で押さえるのか、どういう形にしていくのか分かりませんが、その安全性の担保みたいなものはどうされるのかなという懸念を持っているわけです。

もう少し法律的にいいますと、平成11年11月1日に施行されました家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律、この中で堆肥と厩肥というのがどうも少しぼやけていまして、厩肥が堆肥の中に包含されているような感じを持つわけです。そうすると、堆肥というのは非常にいいイメージを私は持っているわけですが、堆肥が、堆肥がと出てくるときに、その中に厩肥が入っておって、厩肥が50%以下なら混ぜられるのですよねと、こういうふうにいきますと、ここのところは大丈夫ですかと、こういう懸念を持っているわけです。

○安岡農産安全管理課長　ありがとうございます。

同様の御指摘を様々な方から頂いていて、今回、混ぜられる肥料とするのは一定の品質を持った堆肥でなければいけないのではないかと。我々の中でもいろいろな議論があつて、そういう意味では、今日、正に御議論いただきたい1つのポイントは、含水率50%というのが妥当かどうかという点だと思っていますので、御議論いただいてありがとうございます。

1つは、腐熟がしっかり進んでいるかどうかということがポイントになるので、それを見る指標の1つとして50%というので、50%を超えていればある程度、腐熟が進んでいるということで1つラインを引かせていただいたということです。一方で、堆肥の品質確保というのは引き続き重要な課題ですし、平成11年改正のときに堆肥の品質表示で、炭素、窒素の比率であるCN比と水分含量、この2つの指標を表示してもらって、堆肥の流通をしていくという制度になっております。そういうものでどれだけ腐熟が進んでいるか、品質はどうかというのを表示でやってきているということもございます。そういう制度をベースにして、今回、その中でも50%をクリアしたものを配合の対象にする。

もちろん、配合していただくそれぞれのメーカーは、配合する際にはどういふものを混ぜるのかというのをもちろん見ていただきながら、やってはいただくんですけども、1つのラインとして50%というのでやっていくことで、一定の品質確保ができるんじゃないかということにさせていただいたということです。

ただ、一方で今日、お話も頂いた堆肥の品質確保を更に進めていくにはどうしていくのか。これは意見交換会でも少し議論になったことですので、今の表示だとか、混ぜられるということを更に超えて、品質確保をどう進めていくのかというのは課題だと思いますので、それは引き続きの課題としていきたいというふうに思います。いずれにしても、今回は混ぜられるという水準を1つこういう線引きをして、さらにベースの表示を基に制度運用していければというふうに考えております。

○野島課長補佐　豊田委員、いかがでしょうか。

○豊田委員　ありがとうございます。

私は全肥商連という団体から来ているものですから、肥料は商品として見て

いるわけです。それから、ユーザーさんはお客様です。それで、フードチェーンが流れていまして、その中で、資材の製造ないしは販売業者としてコミットメントしていくときに、例えばSDSを出せと書式を切るわけです。その場合に、それを使った場合に水分含量で50%を切っておりましたから混ぜましたと。しかし、君、これはこういうことになって、こういうふうな病原菌がわっと出てくるよと、これはおたくの責任じゃないのかと、いや、うちの責任と言われても、というふうになっていく悪いシナリオ、そうすると、それは避けておこうかというようなことにもなります。

実際、今度はユーザー側でいいにしても、同じくフードチェーンから監視されていますから、おたくの農場から出たやつ、0157が出たよ、全量回収してねと。実際に起きたことです、これは。これは厩ふん堆肥由来と言われておりますけれども、そういうふうなことも歴史的にあるわけで、そういうようなことを御存知のユーザーがやめておくというふうにおっしゃるかもしれない。ということで、要するに安全性を肥料の公定規格で担保すると同時に、社会の消費者を含めた、環境問題もあるかもしれません、そういうふうな目から見た十分に担保された新しい肥料として、堆肥、厩肥ないしは排せつ物というんでしょうか、その一連のものは少し不安だというのが私の見解なんです。

○野島課長補佐　ありがとうございます。

今、御意見を頂きました点につきましては、我々も堆肥の品質に関しまして、どのように向上を図っていくかという対策については、引き続き検討課題ということで我々の方も認識しておりますので、今、ここで議論させていただきたいのは指定混合肥料に混ぜられる堆肥の1つの水準として、50%というところを置かせていただきたいというところでございます。

ほかにございますでしょうか。河野委員。よろしくお願いします。

○河野委員　14ページなんですけれども、指定配合と指定化成肥料の関係で、保証成分値が80以上から100%を超えないというところで、80というところが微妙かなという気がして、実際に施肥設計を組む段階で2割のずれが出たときの生育に及ぼす影響というのは、どうなのかという気がするわけなんです、一方、18ページの特種肥料、特種肥料入り指定混合肥料については、含有量が5%未満のときは許容差が20%、それから、含有量が5%から10%なら許容差

が1%という、こういうように、含有量によつての違いがあるんですけれども、指定配合については80から100でオーケーですよというところに不安を感じているところなんですけれども。

○中村生産安全専門官 今の御指摘の関連ですけれども、まず、14ページのところ、指定配合肥料の8割以上というところにつきましては、これは成分を保証する肥料ということで、考え方としてはその数値以上ないといけないという考え方が適用されることになります。それで、今回、指定配合肥料の場合は単純に配合しても、要は原料の段階のものから大きく変わらないよということの確認ということと、あと、配合によるばらつきがあるということも踏まえまして、80%以上というのを1つ設けていると、下限を設けているということです。保証なので上限はないというような形になっているところでございます。

一方で、18ページの方の肥料につきましては、保証ではなくて含有量表示、表示ということになりますので、その表示値が実際にどれぐらいずれているのかという下だけではなくて、そちらは上の方も書いていただくというような形で、保証か、表示かという考え方に基づいて下だけ設けるのか、上下を設けるのかという考え方で分けているというのが実情です。

○河野委員 18ページの部分は別にして、14ページのところでいって例えば窒素を10と表示しているものが保証成分が80から100だから、窒素が8しか入っていないものがあるという考え方なんですか。それもあり得るということなんですか。

○野島課長補佐 そういうことではございません。肥料の中にどれぐらいの肥料成分が入っているかという数値を決める際に、それを分析した結果がございまして、その分析した結果から保証する値をどのように決めるかという決め方のお話をここでさせていただいております。要するに実際に分析した結果は100%なんです。そこから80%まで下げた形で保証する値を決めるという、その保証の決め方をここで御説明させていただいております。ですので、実際に保証値を下回った8割までが許容されるのかということではございませんので、なかなか、説明が難しくてあれですが。

○河野委員 分かりにくいですね。今後、分かりやすくお願いします。

○野島課長補佐 御意見ありがとうございます。

では、浅野委員、お願いします。

○浅野委員 6 ページ目のところで汚泥肥料の関係なんですけれども、ここで、今後、品質管理が向上すれば配合を可能にすることも検討すると書いてありますが、私どもは今までも汚泥肥料に関しては、特に食品系とかというのは非常に安全性が高く、特に食品コンビニートとか、水産加工団地なんかでは大量に品質のいい汚泥が発生しておりますので、これの有効活用というのを今後是非検討させていただきたいと思っております。ただ一方で、かなり管理のしっかりしている事業所と、そうでない事業所も確かにあるのかなと思っておりますが、この辺は事業所ごとに管理がちゃんとしていればいいという方向なのでしょうか。業界全体となると相当ハードルが高いなと思いますが、この辺はどんな形で考えていらっしゃるのか、お聞かせいただければと思います。

○野島課長補佐 汚泥肥料の中でも、例えば食品工業汚泥のように原料がクローズになっているようなものに関しましては、今後、汚泥肥料というカテゴリーの中にいつまでも置いておくのかという検討をしていきたいなというふうに考えております。それ以外のし尿汚泥とか、下水汚泥みたいに入ってくる原料に制限が設けられないようなものに関しましては少し経過を見て、現状、肥料の制度の中で有害成分基準を超えて違反があるのは、実質的に汚泥肥料だけで、しかも下水・し尿汚泥肥料だけですので、そこを少し様子を見て、どの程度、管理がされていくのかというのを勘案しながら、まして混合肥料の原料に使える、使えないを検討していきたいというふうに考えています。

時間も押してまいりましたが、配合ルールに関しまして、御意見、御質問等はここら辺でよろしいでしょうか。

それでは、続きまして議事4、表示ルールの見直しにつきまして、事務局より説明させていただきます。お手元に資料6の御準備をお願いいたします。

○瀧山課長補佐 私は課長補佐をしております瀧山と申します。私の方から表示ルールの見直しについて資料で説明させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

では、早速、ページでいうと2 ページ目でございます。本日の表示制度の見直しの内容でございますけれども、まず、1 つ目としましては先ほど中村専門

官から話のありました今回の見直しによって新たに生産ができる肥料でございます指定混合肥料であったりとか、混合特殊肥料の表示、こちらについて実際にどういった表示になるのかというものを、具体例をお示ししながら御説明させていただきます。

続きまして、2番目としまして原料表示の簡素化ということで主に3つでございます。原料であったりとか、原料のその他の表示という新しいルールであったりとか、原料の入替えであったりとか、あと今回、ウェブ、いわゆるインターネット上で表示の一部を掲載することによる肥料の袋若しくは保証票上の表示を一部緩和するというような、こういったことを盛り込んでいきたいと考えておりますので、こういった内容を御説明させていただければと思います。

ページが前後して申し訳ないんですけれども、先に4ページ目の1の指定混合肥料、混合特殊肥料の表示という部分を御覧ください。こちらのルールでございます。まず、初めにこちらは届出の肥料になりますので、従前の指定混合肥料、届出の肥料と同じ考え方をある程度、踏襲しております。まず、1つ目としましては全ての原料を重量順に表示するというのがルールでございます。こちらにつきましては、化学肥料であっても有機質肥料であっても、とにかく全ての原料を重量順に表示するというのが1つ原則でございます。

続きまして、2つ目でございますけれども、こちらの肥料につきましては、普通肥料に特殊肥料であったりとか、土壌改良資材という、それぞれ性格の異なる肥料若しくは資材というものが配合されているという状況でございますので、こちらにつきましては記載例を見ていただきますとお分かりになりますとおり、それぞれ普通肥料、特殊肥料若しくは指定土壌改良資材、こういったもののそれぞれの割合をまず書きます。例であります指定混合肥料Aでございますけれども、この場合ですと普通肥料として全体の6割が入っていますと。その6割の横に、実際に普通肥料の中身は何なんですかということで、化成肥料であったりとか、被覆窒素、尿素というものが並ぶ。こちらは重量順に並んでいるというところでございます。

同じように特殊肥料、これは全体の何割なんですかというのをここは2割という表示をし、同じようにその右側に特殊肥料の中身は何なんですかというのを重量順に並べていくと。同じように指定土壌改良資材、こちらについても全

体的に2割、ここでいうとゼオライトを1つしか入れておりませんので、ゼオライト1つだけが表示されているということになります。今までの表示とは似ているようで似ていない部分もございますけれども、いずれにしても全ての原料を表示するとともに、普通肥料、特殊肥料、土改材それぞれの割合も分かるように表示するというのがこのルールでございます。

下にあります混合特殊肥料についても、こちらは特殊肥料と特殊肥料を混ぜたものでございますので、今まで特殊肥料の品質表示というものがございましたけれども、あそこに今までは堆肥と家畜の排せつ物については、原料を書くというふうになっておりましたけれども、混合特殊肥料は特殊肥料同士を混ぜてしまいますので、結局、何だか分からなくなってしまうということもありますから、混合特殊につきましても原料は何ですよというのを、また、こちらも重量順に書くというルールになります。ここでいいますと、混合特殊肥料Xというものは、堆肥と貝殻肥料を混ぜたものだというのが分かるというものでございます。

上に戻りまして四角囲みの3つ目でございます。例えば指定混合肥料Aと、ここに例がございます混合特殊肥料X、これらをまぜ合わせて新しい肥料を作った場合に、表示はどうするのかというのを丸の3つ目で示しております。指定混合肥料の原料にこういった混合特殊肥料を使用する場合につきましては、混合特殊肥料の原料表示割合を買い取った場合であれば買取先に聞き取って、実際、混合特殊肥料のこの例でいいますと同じ指定混合肥料Aにも堆肥が入っていますし、混合特殊肥料Xの中にも堆肥が入っています。

ただ、堆肥の中身が違いますので、結局、これを例えば1対1の割合で混ぜた場合には、この堆肥（バーク、食品残渣）と堆肥（牛ふん、稲わら）のどちらが原料順で前にくるのかというものの、これをしっかり買ったところから聞き取って、その上でもう一度、要は表示を書き直すということが必要になりますよということでございます。なので、ここにつきましては単に表示を見て、AとXの表示を見てくっつければいいというものではなく、しっかりと原料の割合であったり、重量というものの詳細を聞かないといけないということを示しているものでございます。

これも届出肥料というのは原料の中身が重要で、かつ原料の重量順というも

のも重要でございますので、こういったハードルがあるかもしれませんけれども、ユーザーさんがしっかり中身が何であるか、こういったものが多いのか、少ないのか、分かるようにするために、こういった表示を今回、導入したいと考えているところでございます。

前後してしまいますけれども、続きまして3ページ、もう1つのテーマである表示の簡略化の部分でございます。今からお話しさせていただく内容は現行の肥料の表示、今の登録肥料であったりして配合肥料の表示にも関わることでございますし、今後の指定化成肥料であったりとか、指定混合肥料のような、そういった表示にも関わるようなものでございます。全体の表示に関わるものだというふうに認識していただければと思います。

こちらの背景でございますけれども、書いてございますとおり、皆様、重々承知かと思っておりますけれども、肥料の製造コストというものは約6割が原材料費ということで、原材料費が高いというのはこれまでもいろいろなところで言われていたところでございます。ただし、今の原料の2ポツ目でございますけれども、原料の表示という部分に関していえば、重量順の大きい順に表示していたということでございます。

その一方で、先ほど原材料費は高いというふうにお話ししましたとおり、高い原材料費でございますので、できるだけ安い原料を皆さんは使いたいと、成分を確保するためにより安い原料があれば、そちらに変更してコストが上がらないようにいろいろと企業努力をされているかと思っておりますので、その結果としてどうしても原料がころころ変わってしまうことがあると、若しくは使用割合が変わってしまうことがあると。そうしますと、いわゆる肥料の袋の表示のところには、原料の重量順で書かなければいけないということを守する必要がありますので、それによって要は表示の変更を強いられてしまっているということが度々発生するというお話を聞いております。

こういった変更を伴うごとに新しい肥料の表示の印刷をしなければいけないと、これが一部肥料価格の増加の一因になっているのではないかというふうなことも言われているところでございます。こういったこともありまして、こういった肥料の表示のコスト増が最終的には農家の資材の購入コスト増になって、生産コストの増にもつながっていくということであれば、こういったものは最

終ユーザーであります農家の利益を減らす可能性もありますので、今回、肥料の袋の表示、特に原料の表示についてより簡素化を進めて、より柔軟な原料の選択ができるようにするにはどうしたらいいかというのを考えさせていただきました。これが背景でございます。

ページがまた飛んで申し訳ないんですけども、5ページになります。まず、1つ目としまして、こちらは登録肥料に関してでございますけれども、表示の見直しでございますけれども、基本的にはこれまでの登録肥料は尿素や有機質原料などの全窒素を保证する原料を表示、届出肥料については化学肥料も含めて全ての原料を表示するという、こういったルール、まず、これは変更する予定はございません。

ただ、2番目としまして、ここに新しいルールを導入しようと思っているんですけども、最低上位5番目、原料を並べたときの上位5番目又は重量順で8割に達するまでの原料を表示していただいて、それ以下はその他として表示してもいいですよ。ただ、その他の表示につきまして、その他の原料については、ここがございます〔 〕を記載して、〔 〕の中に原料を書いていただく。ただ、〔 〕の原料については、ここは重量順で書かなくてもいいですよということになります。簡単に言ってしまうと、その他の原料については仮にその部分の重量がいろんな原料の調整で変わったとしても、重量順を問うものではございませんので、それによる印刷のし直しというのは必要ないということをここで1つお示ししているところでございます。

具体例としましては、ここにありますように全て表示する場合と、それをその他と表示した場合、ちょうど赤字の部分がその他を表示したことによって窒素質グアノと尿素がその他に入ってくると。この窒素質グアノと尿素につきましては、下にも書いてございますとおり、重量順はこれが前にいっても後ろにいっても、この部分は問わないというところでございます。

続きまして、今度は指定混合肥料とその他の両方に関わるものでございますけれども、先ほどその他の〔 〕のお話をさせていただきました。実はこの〔 〕はもう1つ例えば指定混合肥料に指定混合肥料を原料として使う場合なんかも、現行の表示例にありますとおり、指定混合肥料〔硫酸アンモニア、硫酸加里〕というように、こんな形で使われる例も、これは現行でもございます。今回は

そういった〔〕について、これをさらにウェブ表示、電磁的表示をすることによって〔〕自体も省略できないかというものでございます。

例をいいますと、下のウェブ表示を導入した場合の表示例を見ていただきますと分かる通り、指定混合肥料の後ろ、本来であれば〔〕が必要なんですけれども、〔〕が省略されています。また、前のページでお話ししたその他につきましても、〔〕が省略された形になっていると。ただ、これについては単に省略されているだけではなくて、2番目のところに書いてございますとおり、こういった指定混合肥料のその他には、こういった有機質肥料以外の原料が原料として含まれている。

要は、これは何を言いたいかというと、省略はされているんだけど、例えば上で尿素が省略されていると思うんですよね。これは尿素というものが見えなくなってしまって、それが消費者の選択に影響を与える可能性がある、そういった有機質以外のものが入っていますよというのを分かるようにするために、省略してもこういった一部の原料については特出しで、備考の2番目にあるような表現をするというところでございます。

さらに省略していますので、3番目としまして、3番目の右側の方に二次元コードとございますけれども、電磁的表示をしていますので、こちらで見てくださいというような形で、実際、指定混合肥料であったり、その他の中身を見たい場合はウェブでチェックできると。ただし、必ずしも皆様がインターネットが使える、二次元コードが読めるというものではないと思いますので、備考にも書いてございますとおり、書面を御希望の場合は生産業者までお問合せくださいと。生産業者は農家さん等から書面での提示を希望された場合は、それを提示しなければいけないというようなルールになろうかと思います。

この書面の提示の問合せでございまして、こちらにつきましては、現状ですと住所しか書かれておりませんけれども、場合によってはなかなか郵送でのやりとりというのも大変でございまして、電話番号なんかも記載を場合によってはさせるようなことも考えながら、迅速に農家さんが省略された中身を確認できるようにしたいというふうに考えております。

続いて、7ページでございまして、原料表示の簡略化のその3となっております。今度はさらに原料表示の順位についてもう1つ、今回、緩和措置を入れた

いと考えております。というのは、ここに書いてございますとおり、隣接する2つの原料については順位が入れ替わることを認めるというものでございます。例でいいますと、現行の表示、硫酸アンモニアと塩化加里のところが赤くなっておりますけれども、下の例にありますとおり、備考にこの硫酸アンモニアと塩化加里は入れ替わることがあるという表示をすることによって、仮に塩化加里が1番目になって硫酸アンモニアが2番目になったとしても、こちらの表示を変える必要はないというものでございます。

ここからがその他の表示というところでございまして、御説明させていただければと思います。ここからは、原料というよりはもうちょっと細かい様々なものについて見直しを図ることによって、実際の表示の簡略化であったりとか、表示に関するコスト削減につながるのではないかとというところで、様々なものを御提案させていただきたいと考えているところでございます。

まず、1つ目としましては保証票の大きさでございます。これまでは縦横の長さで規定されておりましたけれども、こちらについては食品の表示の例を参考にして、フォントサイズでの規定に改めてみてはどうかと考えております。具体的に、左、右で作っておりますけれども、すみません、スライド上だとどうしても形が実寸ではないですけれども、我々のパワーポイント上では実寸で作っております。2センチ、8.8センチと横を8ポイントで作っておりますので、例えば同じような内容を入れたとしても、保証票の大きさというものを多少、小さくすることもできるというところでございます。

続きまして、10ページでございます。生産事業場の略称の取扱いという部分でございます。こちらにつきましても、現状ですと保証票に肥料を生産した事業場について住所を記載するというのが原則でございます。ただし、住所の記載につきましては、左側の現行の例にございますとおり、TK30というように略称での表示を認めるというところでございます。こちらの略称につきましては、各農政局に略称の突合表というものを準備してございますので、もし農家さんがこの略称は何なのだろうということでお問合せいただければ、TK30がどここの何々工場であるのが分かるようにはなっております。

こちらにつきまして、略称を更に先ほど電子化を一部導入するというのもありましたので、こういった略称を更に電磁的表示も加えてみてはどうかという

ことで、改正案にしまして、ああいったURLリンクを張り付けたりとか、二次元コードを張り付けることによって、わざわざ農政局に問合せをしなくても、御自身でインターネット若しくは携帯電話、スマートフォンなどから略称を調べることができるような、こういった仕組みも導入したいというふうに考えております。

また、併せてこういったTK30、今までは農政局に問合せをしなればいけないというふうになっておりましたけれども、こちら農林水産省の例えばホームページ上で例えばTK30は何なのというのが検索できるような、そういったものも今後、つくっていきたいというふうに考えているところでございます。

続きましては材料の表示でございます。今まで原料の話をずっとその前ではさせていただきましたけれども、原料とともに肥料の品質を向上させるということで効果を向上させるということで、材料の使用というものも認められているところでございます。この材料についても表示が必要なものがございまして、こちらについても一部緩和を認めたいというふうに考えているところでございます。

まず、左側の背景が青い部分でございますが、これは肥料を生産するときに投入した材料、言い方を変えれば、例えばAの肥料とBという肥料をまぜ合わせるときに、そのときに入れた材料というふうに思っていただければと思います。こちらにつきましては、材料はいろいろございますけれども、ここにございます5種類の材料については、必ず表示しなければいけないというふうになっているところでございます。

こちらにつきましては、現行はこのようなになっておりまして、基本的にこの部分を変える予定はございません。ただし、1点だけ※印がありますとおり、組成均一化促進材については、使用しない場合がある表示を導入するというところで、組成均一化促進材何々を使う、使わないことがあるということを例えば備考欄などに示してもらえれば、入れる場合と入れない場合であっても表示を変える必要はないというような、そういった一部緩和を進めたいと考えております。原料肥料中の材料表示、右側の方でございまして、これは原料、例えば先ほどはAとBをまぜ合わせてCをつくるみたいなときに、もともと、Aに入っていた材料若しくはBに入っていた材料がキャリーオーバーされ

てきたときの表示でございます。こちらにつきましても、組成均一化促進材については使用しない場合がある旨の表示を入れるということで先ほどと同じでございます。加えて、効果発現促進材につきましては、全てを表示するかしないかというもの、こちらを任意にしたいと、ここを変更したいというふうに考えています。また、硝酸化成抑制材につきましても、指定混合肥料の原料として使用可能なものにつきましては、全てを表示するかしないか、こちらも任意にしたいというふうに考えているところでございます。

次は統合表示と言われているもので、現行の部分でも例えばこういった肥料の種類、有機質のものについてはまとめて表示できるような形になっております。こちらを改正案では更にまとめて、現行6種類のを更に4種類の表示にまで大きくくり化するということを考えているところでございます。また、現行ですと統合表示、この現行の部分については必ず統合表示をしなければいけないというふうになっていたんですけれども、改正案につきましては、こういった右側でございます統合表示をするのか、下に例がございますけれども、全てをばらして書くか、これを選べるようにしたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、13ページでございます。こちらは有機質肥料につきまして、混合有機質肥料につきましては、これまで原料の表示が必要なかったところでございますけれども、こちらにも混合有機ということなので、何が入っているかわからない、混ざってしまうと何が原料として構成されているのかというのが、これは農家さんにとって、ユーザーさんにとって重要な情報と思いますので、こちらについては改めて原料表示が必要なものとして整理したいというふうに考えているところでございます。

最後のページでございます。14ページでございます。保証成分量の設定の仕方、表示の仕方の部分でございます。こちらにつきまして、窒素の保証に限ってはでございますけれども、いわゆる肥料の設計値又は分析値によってTN、全窒素、これはいわゆる外成分でございます。若しくはそれとAN、アンモニア性窒素とNN、硝酸性窒素、これら内成分との差が1%未満の場合には、外成分を保証しなくてもいいとするというところでございます。

具体的にいいますと、左側に例がございます。設計値と書いてあるところの

横のTNと書いてあるところが19.9、ANと書いてあるところが19.2となっていると思います。黄色い部分でございます。その差が1%未満でございますので、この場合は右側にある今後というところに書いてございますけれども、いわゆるTNは保証せずに、ここでいいますとAN、アンモニア性窒素だけを保証、表示することで構わないというところでございます。これによって、これまでは外成分である全窒素をどうしても保証することによって、原料を変えたくてもANとTNの両方をちゃんと満たすような選択肢の原料選択しかできなかったんですけれども、そこをANのみに着目して原料選択できるということで、かなり選択肢も広がるのではないかとこのところで、今回、こちらを導入したいと考えているところでございます。

私の説明が長くなってしまって申し訳ございませんけれども、表示に関する説明は以上でございます。

○野島課長補佐 ただいまの説明は、まず、4ページは新しい指定混合肥料と、あと今後、特殊肥料と特殊肥料を混ぜたものを混合特殊肥料という形で生産できるようになりますので、その2つの表示の話を最初にさせていただいて、5ページ以降は全ての肥料に関する表示のルールということでございます。肥料は肥料成分が入っているものを原料として使う場合に、そういうものを原料と申しまして、肥料成分は入っていないけれども、肥料の効果を高めて混ぜるものについては材料というふうに称しております。原料の表示、材料の表示、あと、肥料の成分の表示につきまして、新たに見直しの方向性を考えましたので、資料としてまとめさせていただいております。

この内容につきまして、御意見、御質問等をよろしく願いいたしたいと思っております。新部委員、よろしく願いいたします。

○新部委員 最後に御説明いただいた保証成分量の窒素全量に関して、差が1%未満であれば外数を外してもいいということなんですが、これは実はカリウム原料でも有機態の加里を持っている植物油かす類と持っていないものもあります。そういうこともありますので、原料の選択の自由ということを考えますと、加里成分も同様の扱いをしていただける検討をしていただければ有り難いと思います。併せてりん酸も含めて、その辺を是非御検討いただきたいと思っております。

それとあと、もう1件なんですが、先ほど小林委員からもお話がありましたが、粒状品を作る肥料の原料表示なんですが、使用重量の多い順番からの記載ということになっておりますけれども、実は化成肥料の場合はユーザーさんの御希望で、大粒、中粒、小粒と、同じ保証成分でもつくる大きさが違うんです。そうしますと、造粒状の技術的な問題で無成分の粒状化促進材の使用量、これが当然変わってきます。

粒の大きさを変える技術として、粒状化促進材を利用しておるんですけれども、無成分の使用量が変わるということは、当然、原料成分を持っている原料の配合割合順番が変わってくるということなんですが、現状、同じ登録の化成肥料ですと、1つの容器でそれぞれ、大粒、中粒、細粒とつくることのできるんですが、今回、御説明いただいた表示内容にのっとり届出制の指定化成肥料になってしまうと、同じ肥料なんですが、粒径が違って無成分の粒状化促進材を使うことによって原料の使用順番が変わってくると。そうすると、容器がまた3つ必要になってくるということもありますので、実際、粒状化する肥料の実態というのをもう一度、検証いただいて、もう一度、改めて御検討いただければ有り難いと思います。

○野島課長補佐 御指摘をありがとうございます。

最初に御指摘いただきました最後のページ、14ページの成分の保証のお話、窒素だけではなくて、窒素、りん酸、加里でも同様の制度にしてはどうかという御意見を頂きました。この内容につきましては、最初、窒素という御要望があったことに基づいて、こちらで御提示させていただいているんですけれども、肥料三成分、有機質の中に入っている窒素、りん酸、加里について同様に同じような制度にするということについては、ルールにものっとりしていますし、一般にも分かりやすいのではないかというふうに考えるところでございます。

あと今、後半で頂きました化成肥料における表示の仕方、届出でできるようになる指定化成肥料の表示の仕方につきましては、何を1ロットというのかというところも含めまして、もう少し検討の対象というふうにさせていただければというふうに思います。

○瀧山課長補佐 一応、補足でございますけれども、材料の表示につきましては、11ページでもお示しさせていただきましたとおり、全ての材料を表示する

ものではないし、材料によっては使用割合までを求めないものもございます。今の粒状化促進材につきましては、こちらには入っていない、また、新たな肥料の制度の中でルールとして考えなければいけないところではあると思いますけれども、今、御意見がありましたとおり、こちらについてもそもそも必ず表示しなければいけないのか、表示するにしてもどこまで表示させるのかというのは、今、頂いた御意見も聞きながら表示を考えていきたいと思います。

○野島課長補佐 ほかに御意見はございますでしょうか。よろしくお願いします。

○佛田委員 まず、表示ルールの見直しの4ページのところの重量割合の大きい順であるというのは、例えば乾燥後の重量割合が大きいものであるというふうに理解すればいいのかどうかという確認と、あと、9ページにフォントの話がありますけれども、食品の表示を参考にされたというのは、食品の表示は小さなトレイにたくさんの原料を書かなければならないので、いろんな議論があって8ポイントに落ち着いたと思うんですけれども、ほとんど大きな袋に書く肥料に、わざわざ字を小さくする必要があるのかどうか、結構、高齢者の方とか、我々もそうなんですけれども、眼鏡をかけて見なければならぬみたいな話になるのではいけないのと、だから、せめて12ポイントぐらいにしてもらいたいというのが1つあります。

それから、二次元コードを記載するという場合に、実際はパレットで積んであるときに、結局、表面を最後の仕上げで積んじゃうと、おろさない、というか、ひっくり返さないと見られないので、できれば側面に二次元コード、どんな原稿でつくっても多分、コストは全く変わらないと思うので、それをつけてもらいたいというのが1つ。

それから、あとはJANコードは普通、農業法人なんかでも今、いろんなものを売るときにほとんどJANコードを自前で登録して、自分の法人名のところで持っていますけれども、多分、私の記憶ではJANコードがついている肥料もありますし、ないやつもあります。

何でJANコードのことを申し上げるかというと、例えばGAPなんかを導入して在庫の管理をするに当たって、あまりまだ導入されていませんけれども、携帯

とかポータルのスキャナーでJANコードを在庫管理に使っているケースも徐々に始めているので、これは義務じゃなくていいと思うんですけども、メーカーさんは積極的に表示をお願いしたいのと、これも積んだときに側面から見えるようにするというのが専らポイントじゃないかなと思いますので、ここのフォントサイズは12ポイントぐらいからは是非お願いします。

○瀧山課長補佐 御意見をありがとうございます。

まず、1つ目に頂きました堆肥等の重量割合という部分でございますけれども、こちらにつきましては、配合するとき投入した現物の重量で今は考えているところでございます。恐らく水分量によって変わるということでございますけれども、それは恐らく堆肥以外の様々な有機質肥料であっても、そこは変わってしまうので、そこは今の考えとしては製造時の現物重量での重量ということで考えておりますが、もし、その部分についても何かもうちょっとこうした方がいいんじゃないかという御意見があれば、そういった御意見も聞きながら、また、考えたいと思います。今の時点では現物で考えているところでございます。

また、ポイントについての12ポイント、こちらにつきましても御意見をありがとうございます。確かに食品と肥料では使う場面であったりとかというのは違うと思いますので、その辺りも8ポイントで十分なのか、それとも8ポイントでは足りなくて、もう少し大きいポイントで必要なのかというものについては、ここは御意見も踏まえまして、また、もう一度、考えたいというふうに考えております。

あと、二次元コードをつける場所でございますけれども、こちら側面にできればということでございましたので、その辺りは基本的に二次元コードというものは、保証票と一体をなすものということで考えております。実際、二次元コードも保証票内に表示しなければいけないというふうに考えておりますので、そちらを側面にした場合に、いわゆる保証票と場所が離れてしまうことがいいのかどうかというのもございますので、表示の場所、二次元コードをどこにやるのか、例えば少なくとも保証票内には表示して、もう1カ所は例えば側面にとか、表面にというものも、それが可能なかどうか、その辺りは制度的にどこまでできるのかというものも考えながら、検討させていただければと考

えております。

○佛田委員 先ほどの堆肥の重量の割合というのは、製品の出来上がりは水分を最終的に設定してつくるわけですから、それに換算した場合の重量で見るのが私は何か現実的なような気がします。というのは、原料によって水分の多いもの、少ないもの、その順番で書くということなんですから、入っている割合が製品から見ると順番が逆になるケースが私はあるような気がしますので、そこは是非検討いただきたいということと、保証票も裏面ないし表面の右下ぐらいに普通、保証票は印刷されていますけれども、必ずしもその場所である必要があるのかどうか、側面にあっても決して悪い話じゃないと思うので、そこについては、私は規制というよりは、メーカーさんの工夫でやっていただきたいと思います。

以上です。

○野島課長補佐 今、佛田委員から頂きました堆肥の製造に関する表示の仕方のようなお話がございましたが、実際に肥料を作っておられるメーカーさんからはどうですか。

○浅野委員 実際、配合設計をつくる時というのは、現物ベースで投入して配合割合を決定します。乾燥工程により混合原料の水分を乾燥させ、規定の製品水分を確保するというような形になります。乾燥した原料ベースですと実際の投入量と違ってしまいますので、分かりづらくなります。このため、投入ベースでの実際の原料水分で配合設計を組む方が管理上は分かりやすいです。また、製品を施用する際も、現物ベースであれば、製品に対し5割の堆肥が入っていると分かれば、製品施用量から堆肥として何キロ相当施用したという計算もしやすくなります。

○佛田委員 例えば食品なんかだと、原料の多いものというのは基本的には出来上がりの製品から換算して、どれがどれだけ入っているかという順序で書きなさいということになっているので、水分だけの話なので、計算すれば、そんな正確なことを要求するわけじゃないですけれども、おおむね順序は計算ができと思うんですけれども、でないと、例えば水分の多いものと非常に乾いたものを入れて、堆肥は水分が多くて乾いた原料を入れて、それで堆肥の方が多いですね。でも、堆肥の部分は水分が飛んで乾いた原料と合わせると、製品

になったときに乾いた原料の方が全体の割合の過半を上回る場合に、使う側から考えると、そういうふうにも考えてしまうと思うので、これは今日、結論を出す必要はないかもしれませんが、検討してもらいたいのかなと思います。

○野島課長補佐 ありがとうございます。

今度、新しく作られる肥料は、水分含有量の過多のかなり差の大きいものを混ぜられるようになったりするので、その辺につきましては今後の検討の課題というふうにさせていただければというふうに思います。

ほかに表示に関しまして御意見等がございましたら。では、松永さん、どうぞお願いします。

○松永委員 松永です。私は農家でもないし、肥料業界でもないので、アマチュア的な立場から見せていただいたんですが、これはなかなか難しいなど。表示の仕組みが難しく、肥料業者さんがきちっとできるのか、それから、一番大事なことは農業者の方がこの表示をきちっと理解して把握して、それで使えるのかというのは、農業者さんの今の気分にはなかなかフィットしないのかもしれないなということを懸念しています。

特に6ページのところでウェブ表示というのが出てきていて、確かにウェブ表示は非常に有効なんです、実は食品表示の方は、ウェブ表示は時期的に早いということで、もう少し研究が必要だということになりまして見送った経緯があります。それは消費者がウェブに接続していない方がいらっしゃるとか、それから、ウェブのリテラシーというところでかなり差があるということで、食品表示に関しては見送った経緯があります。

それで、農業者の間で、これをすばっと理解していただけるのだろうかというところが心配なんです。例えば先ほど御説明いただいたウェブ表示を導入したときの指定配合肥料というところ、指定配合肥料及びその他には云々かんぬんというところで、尿素が出てこなくなったところをきちっと調べなさいよというような形になっているわけですが、こう書いてしまうと、その先、ワンステップ、ツーステップを農業者に要求するわけです。電話をかけるとか、二次元コードで探すというような作業を要求して、それはイコール負担なんですよね。

そうすると、それを負担に思う方は、すばっとそこを取りこぼしてしまう、見落としてしまう、気がつかないままいろんなことをしてしまうという方が出てこないかなというような心配があります。なので、ここを農業者の方がうまく使えるのかというところは、プロの専門家の皆さん方の御検討がもしかしたら必要なかのしれないなど。それくらいウェブの表示に移行するというのはなかなか大きいことなので、農業者の方の公平性を担保するという観点から、もう少し検討した方がいいのかなということを素人ながら思いました。

それと、そういう意味では逆に10ページの生産事業場の略称の取扱いというところを見ると、現状、略称表示を認めているのでということなんですけれども、これは私からすると略称表示を認めていることによって、すごくややこしいことになっているような気がするんです。

普通に肥料の責任者というか、製造して責任を持つところはどこなんだというところは、分かるようにして当たり前かなというのが消費者の感覚なんですけれども、略称表示でもいいよとなっていて、多分、略称表示をしなくてはいけない理由があるのだろうというふうに思うんですけれども、それによって、これだけ何かややこしいことになって、いろんなパターンがあって、ぱっと農業者が見たときに非常に分かりにくいというような状況になってしまうんじゃないかなと思うんですけれども、その辺りのウェブ表示を生かすのと適切な情報を一番早くカスタマーに伝えるということとの関係性が、どうも何となくうまく言葉にできないんですけれども、しっくりしないような気がしています。皆さん方がそれでいいというのなら、このままでいいと思うんですけれども、いかがなんでしょうか。

○佛田委員 まず、ウェブ表示がなぜ必要かということなんですけれども、GAPなどで使った肥料の情報を普通の表示だと携帯か何かで写真を撮って、それで記録にまたテキストで打ち込むという手間が必要なんですけれども、ウェブ表示の場合はそのサイトに行って、その情報をペーストしてGAPの履歴に簡単に張れるというのがとても利便性が高まることだと思います。

それから、普通、食品はスーパーに行っても、15センチぐらいの棚で商品がずっと並んでいるわけなんですけれども、チラシが置いてあることはほとんどありませんが、大体、肥料はA4の銘柄のチラシが必ずあります。チラシには肥料

の特徴が書かれていて、ホームセンターはどうか分かりませんが、ここに出てくるようないろいろカスタムしているものは、比較的ホームセンターよりも中心形態等が使うようなものを想定していると思うので、その問題点というのは、私はほとんどないというふうに考えてもいいんじゃないかなと思います。

それから、もう1つ今ほどありました記号表示については、これはどこの工場で作ったかということよりは、どのメーカーがつくっているかということが重要で、恐らく私の類推では工場の住所が微妙に変わったりとか、いろんな事情があるということなので、メーカー名とメーカー名の本社の所在地と先ほど御説明がありました電話番号が書いてあれば、どこで作ったかというのは、食品の場合の記号表示というのはOEM生産で、自社がつかない場合の記号表示ということですから、ここは多分、そういうことはないということだと思うので、問題はないのではないかと思います。

○松永委員 ありがとうございます。

今の御説明を聞いて、なるほどと思った部分と、いやいやというところとあって、いやいやというところを説明すると、利便性が高まるのは全くそのとおりで、これで随分いろんなことを素早く省力化できる方たちが相当数に増えるんだと思うんですけども、食品表示において結構大きな問題だったのは、食品表示でも容器包装にきちっと書いてあるものを更にウェブ表示でも提供して、それを使ってもらいましょうというのはどんどんやってくださいと。

そうすると、それは消費者にとっても利便性が高まりますということなんです、袋とか容器包装に書かれないものをウェブ表示で情報を取ってくださいという関係になったときに、書かれていないものをわざわざ調べて、その情報を取ってくださいというところで、それを必ず全ての人がやってくれるかということは別に保証されるものでもなくて、そこはいろんな間違いが起こりやすいんじゃないかというような指摘があって、容器包装の代わりにウェブ表示というところはかなり議論した挙げ句、まだ、時期尚早ということになったんですね。

今回の場合には、袋には書いていまして、その情報をウェブで確認してくれという構造になっているので、そこを高齢者とか、いろんな方たちにきちっと理解していただいて、それをやっていただくというのは、農業者の方たちに

とってかなりハードルが高いんじゃないかなという印象を持ちました。

○安岡農産安全管理課長 まだ、委員の皆さんがいろいろ議論されているところなんですけれども、少しだけ御説明させていただくと、今回、我々も原料の重量順のことをもう少し緩和していくときに、ウェブ表示をもうちょっと全面的に入れていくことも考えたんですけれども、それをやめたのは正に松永委員がおっしゃったことがポイントだからです。ウェブ表示に全部切り替えてしまって、全てをウェブで見なければいけないというのはよろしくないだろうと。

そんな中で、もちろん、ほとんどの農家さんが絶対に求めるものは、これはウェブでの表示では駄目だと、必ず袋にしっかり表示していなければいけないということで、「その他」ということを導入しても一定の重量を大きく占めるものは必ず表示させようと。また、「その他」の場合であっても、最初に考えたのは「その他」とするだけで、残りの情報は書かなくていいということも考えたんですが、例えば有機農業や特別栽培を行う農家の方々など「その他」の中に汚泥が入っているんじゃないかといったことを懸念される方がいるので、そういったものが含まれる際には必ず表示をさせようと考えていて、基本的には農家さんが思っていらっしゃるニーズに関しては袋の表示でやろうと思っています。

ただ、例えばその中でも更にその他に含まれる原料がどうだろうかということに気になされる方のためにも、さらには取締り上もどういう原料を使っているかというのを確認しなければいけない。最後にそこまで確認したいという方々のニーズにもこたえるために、そこはウェブにしてもいいんじゃないでしょうか。

そういうところの、多くの農家さんが求めるようなものでもないけれども、求める人は必ず情報を確認できるようにしておく。そこだけウェブにしましようという、非常にそういう意味では部分的なウェブからスタートしていきましょう、全面的にウェブに変えるのは、もちろん、今の現状から農家の実態から不適切だと思っています。さらにはウェブだけでなく書面御希望の方もいると思うので、今、電話番号という話もありましたけれども、必ずどの方にもアクセスできるように担保した上で、ウェブのシステムを入れよう。正にそういうポイントを勘案した上で、最終的にこういった内容にしたところです。

片側から見ればウェブが限定的なんじゃないかという認識もあるかもしれないし、片側からはウェブへ入れるのはどうなのかというふうなこともあるかもしれないんですけども、今の制度の必要性からは、このようにさせていただいたというところでございます。

○佛田委員 食品の場合、スーパーだとセルフサービスですけども、肥料の場合、専業農業者の場合はほとんど対面販売で必ず情報を聞くとか、栽培暦にどう載せるかという議論を経ているというのが特徴として違うので、私はそこは今、課長がお話しされたようにごく一部の部分についての原料の調整で袋を全部変えなければならないという、肥料メーカーのコスト高をどう抑制するかというポイントがここにあるんじゃないかなと思っています。

○野島課長補佐 ありがとうございます。なかなか、議事の進行がうまくいっておらず、すみません。

表示のルールの見直しにつきましては、今日はここまでという形にさせていただきまして、続きまして肥料制度全般につきましては意見交換をさせていただきたいと思います。残り時間も少ない中で大変恐縮ではありますが、意見交換の時間とさせていただきたいと思います。ここからの議事は、春日分析官の方から議事を進めさせていただきたいと思っております。

○春日食品安全情報分析官 意見交換を予定では30分程度、予定しておりましたが、残り5分ということですので、5分や10分ぐらいはオーバーしてもいいかなというふうに思っておりますので、10分程度しか議論はできないかもしれませんが、意見交換をさせていただきたいと思います。

まず、肥料制度に関連する意見として、佛田委員から1枚紙が提出されております。時間もございませんので、特にポイントだけ、ここは強調したいということがあればまず御紹介いただければと思います。

○佛田委員 ありがとうございます。

5つありますが、まず、今回というか、前回から私がこの検討に参加させてもらって分かったことは、今、スマート農業と言われてはいますが、土壌肥料の領域というのはデータ駆動型農業の根幹をなしており、こういう規制改革を見るに当たって、土壌成分は、データ駆動型の根幹をなす要素がかなり強くなってきているということなので、その重要性を大事にすべきだということ

と、それから、今回の肥料制度の改革のもう1つの意味は、増収とか、品種とか、土壌の特性を踏まえたイノベーションをやるというのが重要なテーマだということです。

3つ目は、例えば肥料の取締法という制度だったわけなんですけれども、なぜか、その肥料の製品品質の管理部分だけが突出して過剰品質的な管理をやってきたのではないかとということです。実態は、農業生産は部分的にアバウトな部分もありますし、大分農業生産の管理精度を上げているといっても、ここのバランスをどう取るかということです。製品の品質にたがをはめて厳しくやるというのも重要なんですが、今、農業経営はGAP、それは県GAPやJGAPやアジアGAPやグローバルGAPということで、マネジメントシステムを農業経営に取り入れ始めていますから、経営管理のマネジメントシステムの側で品質管理をすることが重要だと思います。

それから、六次産業化の食品産業はHACCPが義務化されるという領域にあって、肥料メーカーのマネジメントシステムによって品質の保証を担保するという考え方で、今後、取り組むべきではないかなというふうに思っています。

包装についても、従来の包装は何十年も前からあまり変わらない包装で、例えば無印良品やユニクロがブランディングをやっていくというものの包装形態というのは、全く違うコンセプトでやっています。だから、そのマーケティングのイノベーションも、肥料メーカーに私は求められているのではないかなというふうに感じています。

それから、こういう改正が行われたときに、そういう材料を使った栽培管理のエビデンスと、品種や土壌とのシナジーみたいなものをどう最大化するかということが重要になっているというふうに思います。

それから、最後に農業経営の視点から見て、この制度をどう使っていくのかということで、是非メーカーさん、農業団体の皆様、業界の皆様と、そこを確立していくということが重要ではないかなと思います。

以上です。

○春日食品安全情報分析官 ありがとうございました。

幾つかの視点を佛田委員の方から御紹介していただきました。農業の場面もかなり変化しているということで、それに合ったような肥料の生産供給体制も

つくっていかなければいけないということだろうというふうに思っております。冒頭、安岡課長の方からお話もございまして、肥料メーカーのコンプライアンスの向上なども、重要だというようなお話もございました。

数字を紹介いたしますと、立入検査をFAMICを中心にやっておりますけれども、平成29年度の数字を紹介しますと、735銘柄の立入検査を行って、違反がどの程度あったかということを紹介しますと、18%ほどの違反が見つかったということでございます。その違反の内容で見ますと、8割が表示の関係の違反でございまして、残りの2割のうち、12%が成分の不足で8%が無登録、登録されていないものがあったというようなこともございます。あと、重金属の超過なども1%程度の違反が見られたということございまして、こういった企業が表示をきちっとして、生産者の方に理解していただくということも重要かと思えます。

今日、発言されていない委員の方もいらっしゃいますので、まず、大道委員にお聞きしたいんですが、大道委員はいわゆるメーカーと消費者のつなぎをする役割を担っておられて、いろんな分野でその橋渡しをされてこられたと思うんですけれども、何か肥料の業界にとって、こんなことをしたらいいんじゃないかみたいなアドバイス等がもしあれば、ほかのことでも結構でございますので、御意見等を頂ければ有り難いです。

○大道委員 ありがとうございます。

私の方として業界の方、それから、販売する側、それから、使う方、それも全部、実際に農業に関わっている専門の方たちということなので、特に必要のないことなのかもしれませんけれども、私などが気になったのは、表示の中に例えば肥料は品質がちゃんと担保されて肥料として製品になっているんですけれども、肥料の品質の有効期限みたいなのはどこにもないのかなというのが気になりました。

少なくとも私が見えている資料の中からはその辺りが読み取れなかったもので、例えば購入した農家の方なんかがたくさん購入して、多分、積んでいらっしゃる方もいると思うんですけれども、そういう人たちに、いつまでに使ってくださいとか、どのぐらいになったら品質が変わってくる可能性があるとか、そういうふうな情報というのは、どういうふうな形で提供されているのかなという

のが気になりました。

○春日食品安全情報分析官 ありがとうございます。

御指摘のとおり、肥料についてはいわゆる賞味期限というようなものが実は義務化されていません。そこはメーカーの判断でつけているケースは多分、ないんじゃないかと私は思っていますけれども、基本的に肥料というのは品質が変わらない、袋に入っている限りということになるかと思いますが、品質は変わらないということで1年、例えば場合によっては2年、3年たっても成分が一定程度、保証ができるという、こういったことかなというふうには思っております。

ただ、長期間たちますと化学反応が徐々に進んで、水に溶けにくくなったりとか、いろんな場面が多分考えられ、アンモニアが揮散するとか、そういうケースも多分あるだろうというふうに思っておりますが、例えば今日はメーカーさんの方が何名か出ておりますけれども、そういった賞味期限じゃないんですけれども、肥料の使用期限みたいなものがもし何か例示としてされているようなところがあれば、御紹介いただけると有り難いですが、どうでしょうか。では、浅野委員。

○浅野委員 法律的にはありませんが、社内的には管理基準を設けて、長期在庫になれば処分するという形です。品質的には先ほどの説明のとおり、水分を落としていますので、化学変化は起きませんので劣化することはありません。むしろ、包装袋が紫外線によって劣化し、印刷物が落ちてしまうとか、そういう現象があります。また、使われる農家さんは生産年月が古いのを好まない場合があります、交換を要望されるケースもありますので、期限を設けています。

○春日食品安全情報分析官 ありがとうございました。

今日は生産局からも畜産の関係の方、それから、肥料の資材全般を担当されている方、それから、土づくりの担当の方にも同席していただいております。今回の法改正の目玉としまして、堆肥と化学肥料が今後、混ぜられるようになる。すなわち、土づくりに役立つような肥料が生産され、供給されていくという道が開かれたということだと思っております。残念ながら生産現場の状況を見ますと、堆肥の施用量などはかなり減少しているということがございます。これまでいろんな土壌肥料に関して御研究をされてこられました金田委員の方

から、先生がどのような認識をされているのか、あるいは今回の制度改正にどのようなことを期待されているのか、その辺のことを御紹介いただけると有り難いです。

○金田委員 金田です。今回の肥料の品質確保に関する法律は、非常にいいタイミングだったと思います。令和元年、私たち東北あるいは北陸の農家は、特に稲作農家は高温で随分打撃を受けました。それは経営を圧迫するほどの打撃だったと思います。そういう中で、現場からは土が痩せてきたんだと、実際、農家の実感としてそれが出ています。ただ、これだけ高齢化が進んでくると、私もよく現場に行きますけれども、有機物を施用したいけれども、やれないというのが今の日本の現場です。そういうことで、今回の品質確保に関する法律は、単なる法改正だけではなくて、これをきっかけにもう一回、日本人は土を見直すというか、そういうきっかけになるのではないかなというふうに期待しています。

そのためには1つ生産側のコンプライアンス、それをもう一回、確認するということが重要です。私は秋田にいて数年前に例の偽装問題があって、秋田の農家がいかに苦しんだかというのを目の当たりにしてきました。本日の説明の中で分析による保証とか、保証と表示の関係とか、いろいろキーワードが出てきましたけれども、もう一回、生産側も品質管理、例えば専任の部署を置くとか、そういうことが大事になるかなと思います。

あとはさっき佛田委員のおっしゃるとおりで、土壌肥料のこういった情報をいかに分かりやすく現場に伝えていくかという、これが我々に課せられた課題だと思います。また、有機物の効果をもう一度見直すことが大事になります。有機物はただ単に養分供給だけではなくて、物理性といいます、団粒構造を発達させて、根張りや根の呼吸をきっちりと持続させる効果があります。もう1つは土壌の炭素を増やすことによって、CO₂の削減効果が期待されます。

いずれにしろ、農水省のデータではこの30年で4分の1まで堆肥の施用量が減っているというのは事実です。ただ、今日の議論の中でウェブの話が出てきましたけれども、生産現場に情報を提供するときに、いろいろ多様なやり方を考えることは必要だというふうに思います。

あと、農水省でも土づくりコンソーシアムを立ち上げています。そういうの

を核にしてもう一回、いろいろな情報を共有しながら、この法律を1つのツールとして再度、繰り返しになりますが、日本人がもう一回、土に対して関心を持って気象変動に負けないような作物づくりにつなげていくかということがポイントになろうかと思います。あまり雑駁な意見で申し訳ないんですが、そういうことで締めさせていただきます。

○春日食品安全情報分析官 ありがとうございます。

私ども農林水産省の内部でも有機物、堆肥を中心としたものをどのような形で利活用を推進していくかということについては、生産局、それから、消費・安全局等、関係部局が一体となって今後、考えていかなければいけない課題だなというふうに感じているところでございます。

時間も10分過ぎましたが、御発言をどうしてもしたい、あるいはこれまでの議論の中で言い忘れたこととかございましたら、どなたからでも結構ですけれども、では、松永委員、お願いします。

○松永委員 ありがとうございます。

先ほどいろいろ申し上げましたが、私も金田先生の御意見と同じで、今回の法律改正というのは非常に画期的というか、農業者にも、それから、業界側にも意識改革を迫り、今後の日本の農業をどうつくっていくかということを考えていただく大きな契機になるものだというふうに思っています。佛田委員が書かれた、正にデータ駆動型経営の根幹ですので、関係者に頑張っていただきたいという気持ちが非常に強くあります。

一方で、現状の例えば堆肥業者を取材した感覚は申し訳ないけれども、結構、アバウトで、というような方たち、データというところからはかなり遠いような業者の方々の顔を思い浮かべると、かなりこれはハードルが高い方たちがたくさん出てくるなというところで心配なんです。

こういう方たちを取りこぼさず、やる気にさせて全体でレベルアップを図っていくということは佛田委員が書かれていること、そのものだと思いますので、それには先ほど金田委員がおっしゃったような情報をどううまく伝えていくか、関係者にどううまく説明していくかということが実はポイントなのではないかなと。

今、全国で意見交換会を開いておられると思いますが、相当に細かくきちつ

と意図とか、意味というのを説明していかれないといけないんじゃないか。大変だなと思いますが、農業者の意識改革につながるとしますので、やっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○春日食品安全情報分析官 ありがとうございます。貴重な御意見をありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。

ほかにございますか。では、豊田委員。

○豊田委員 今度の改正が農業者にとってはコストダウンとか、また、新しい競争力を持つきっかけになればと思って願っている者でございますが、農業者の方々と話をしますと、なかなか、食品としての農産物が思った値段で売れていかないということもあります。それから、政府と一緒にやってきた輸出の問題、これは今、1兆円ちょっと弱のところに来ているんですけども、肥料取締法が改正されたことによって、農業者の方が先ほどもGAPの話も出ましたけれども、こういうふうな形の肥料制度の下で、こういうふうに私は設計して、こういうふうな生産物をつくっているんだということが、それこそウェブも通して御自分で発信していかれるというときに、例えば農産物の輸出のことと肥料制度の改革の整合性といいますか、できれば、その応援になるような、そういうふうな視点というのはお持ちかなということがございます。

それから、肥料の流通ないしは、うちはメーカーもあるんですけども、この方から考えますと、例えばあるいい商品ができて、それを今、話題の例えば中国に輸出するという話になったときに、ものすごく向こうの公定規格のハードルというのは異質です。全然、日本と違います。改めてゼロからやり直さないと、規格が取れないというのが現状でございます。そのぐらい国によって違いますので、できれば、今、肥料の作る方、流通の方からすれば国内の農家にこういうふうな改正が行われて、今後、作っていく肥料が今度の公定規格等はそのまま、例えば言葉を中国に換えればそのまま売れますよとかなんとかというふうになると本当は有り難いと。そうするとメーカーのコストはもっと下がるというふうに今、思っております。

○春日食品安全情報分析官 ありがとうございます。

参考にさせていただきたいと思います。

時間も大分過ぎてしまいました。特になければ、意見交換の方はこの辺で締めさせていただきたいと思います。

それでは、司会の方にお返しします。ありがとうございました。

○野島課長補佐　ありがとうございます。

本日の議事はこれで終了させていただきたいと思います。熱心な御議論を賜りまして本当にありがとうございます。

議事録につきましては、事務局の方で案を作成の上、委員の皆様に御了承を得た上で発言者の氏名と併せて公開という形でさせていただきたいと思います。後ほどまたメール等で確認させていただきたいと思います。また、次の開催日時につきましては、4月以降を予定しておりますけれども、決まり次第、また、追って御連絡させていただきます。

以上をもちまして、本日の新たな肥料制度の施行に向けた関係者会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後0時16分　閉会